

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日替り、
翌日)

目次

- ◇ 告 示 字の区域の変更等
自衛官の募集
- 木材業者及び製材業者の登録
- 土地改良区の役員住所の変更
- 土地改良法による換地処分
- 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正
- ◇ 公安告示 銃砲刀剣類所持等取締法による聴聞

告 示

鳥取県告示第二百六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、東伯町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による山田地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。
昭和五十二年三月二十五日
鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する
字の名称

同上の区域（昭和五十一年三月三日現在の地番による。）

大字山田字竹下

大字山田字竹下一の一から二の三まで、二の四の一部、三から四の三まで、四の四の一部、五から八までの一部、二の十部、一三、一四、一五の一部、一六から二二まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字山田字神明二二から二五までの一部及び二六の二の一部並びに二三から二五まで及び二六の二と一体をなす国有地の一部

大字山田字神明

大字山田字竹下一二の一部及び一五の一部並びに二、一五、一七と一体をなす国有地の一部、大字山田字神明のうち二三から二五までの一部及び二六の二の一部並びに二三から二五まで及び二六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字山田字水尻四二の一の一部、四三の一部、四六の一部及び四七の三の一部並びに四三の一部と一体をなす国有地

大字山田字上り立

大字山田字竹下二の四の一部、四の四の一部、五から八までの一部、九、一〇、一一の一から二までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字山田字上り立のうち一二九

<p>大字山田 字大久保田</p>	<p>大字山田字山際</p>	<p>大字山田字水尻</p>	
<p>大字山田字大久保田のうち一一二の一、一一三の一、一一四の二、一一七、一一八の三、一一八の四、一一九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字山田字山際のうち五九の一、六〇及び六一並びに五九の一、五九の四、六〇及び六一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字山田字竹下一一の一から一一二までの一部、一五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字山田字水尻のうち四二の一の一部、四三の一部、四六の一部及び四七の三の一部並びに四三の一部と一体をなす国有地以外の区域、大字山田字山際五九の一、六〇及び六一並びに五九の一、五九の四、六〇及び六一と一体をなす国有地の一部、大字山田字大久保田一一四の二の一部、一一七、一一八の三の一部、一一八の四及びこれらと一体をなす国有地、大字山田字仲坪一一〇の一部、一一二の一部、一二四から一二七までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字山田字上り立一一九の一部及び一二三の一部</p>	<p>の一部、一二九の一、一三二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字山田字下エンジャ一五三の二の一部、一五三の二、一五五の一部及び一六〇の一部並びに一五三の二の一部及び一六〇の一部と一体をなす国有地並びに大字山田字餅稲田一六二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字山田字餅稲田</p>	<p>大字山田字下エンジャ</p>	<p>大字山田字仲坪</p>	<p>大字山田字上り立一二九の一部、一二九の一及びこれらと一体をなす国有地、大字山田字仲坪のうち一二〇の一部、一二二の一部、一二四から一二七までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字山田字大久保田一二二の二の一部、一一三の二の一部、一一四の二の一部、一一八の三の一部及び一一九、大字山田字七久保田一七一の一部、一七四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字山田字餅稲田一六一から一六四の三までの一部、一七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字山田字下エンジャ一六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
	<p>大字山田字餅稲田のうち一六一の一部、一六二、一六三から一六四の三までの一部、一七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字山田字七久保田一七一の一部、一七二、一七三から一七五までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字山田字堂免一二四の二の一部、一二五の一部、一二七の一部、一二九から一二二までの一部及びこれらと一体を</p>	<p>大字山田字下エンジャのうち一五三の二の一部、一五三の二、一五五の一部及び一六〇の一部並びに一五三の二及び一六〇と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字山田字餅稲田一六一と一体をなす国有地の一部並びに大字山田字上エンジャ二二六の一部、二二八の一部、二二九の二の一部及び二二九の五の一部並びに二二六の一部、二二八の一部及び二二九の二の一部と一体をなす国有地</p>	

<p>大字山田字大田</p>	<p>なす国有地、大字山田字上エンジャ二二五の一から二二六までの一部、二二七、二二八の一部、二二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字山田字下エンジャ一六〇の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字山田字道ノ上</p>	<p>大字山田字道ノ上一一〇の三並びに一一〇の四及び一一の三と一体をなす国有地の一部、大字山田字大久保田一一の二の一部及び一一三の二の一部、大字山田字七久保田一七三から一七五までの一部、一七六、一七六の一及びこれらと一体をなす国有地、大字山田字堂免二二四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字山田字仲田二二〇の二の一部、二二一の一から二二二までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字山田字大田の全域</p>
<p>大字山田字仲田</p>	<p>大字山田字道ノ上のうち一一一の三並びに一一〇の四及び一一一の三と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字山田字仲田のうち二二〇の二の一部、二二一の二から二二二までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字山田字堂免二二三の二の一部、二二四の二の一部、二二四の二、二二六の二の一部、二二六の二の一部及び二二六の三の二並びに二二三の二の一部、二二四の二の一部、二二四の二、二二六の二、二二六の三の二と一体をなす国有地の一部、大字山田字石代二七一の二の一部並びに大字山田字平ノ前二七六の二の一部、二七六の二の一部、二七八の二の一部、二九一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字山田字堂免</p>	<p>大字山田字堂免のうち、二二三の一部、二二四の二の一部、二二四の二、二二五の一部、二二六の一部、二二六の二の一部、二二六の三の一部、二二七の一部及び二一九から二二二までの二の一部並びに二二三、二二四の一から二二五まで、二二六の二、二二六の三、二二七、二二九、二三〇及び二二二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字山田字上エンジャ二二四、二二五の二の一部、二二五の二の一部、二二八の一部、二二九の二の一部、二二九の四、二二九の五の一部、二三〇の二の一部、二三〇の五の一部、二三〇の六及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字山田字石代二五五の二の一部、二六七の一部、二六九から二七一までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字山田 字上エンジャ</p>	<p>大字山田字上エンジャ二二九の三及び二三〇の二から二三〇の四まで並びに二二九の三、二二九の五及び二三〇の二から二三〇の四までと一体をなす国有地</p>
<p>大字山田字庄谷</p>	<p>大字山田字庄谷のうち二四三の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字山田字庄谷頭</p>	<p>大字山田字庄谷二四三の二の一部及びこれと一体をなす国有地、大字山田字庄谷頭の全域並びに大字山田字庄谷五二九の二</p>
<p>大字山田字庄谷</p>	<p>大字山田字庄谷のうち五二九の二以外の区域</p>

<p>大字山田字石代</p> <p>大字山田字上エンジャ二三〇の二の一部及び二三〇の五の一部並びに二三〇の二及び二三〇の五と一体をなす国有地の一部並びに大字山田字石代のうち二五五の二の一部、二五八から二六〇まで、二六一の二、二六二、二六七の二、二六九から二七一までの一部、二七二の二の一部、二七二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字山田 字平ノ前</p> <p>大字山田字石代二七一の一部、二七二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字山田字平ノ前のうち二七六の二の一部、二七六の二の一部、二七八の一部、二九一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字山田字橋詰</p> <p>大字山田字石代二五八から二六〇まで、二六一の二、二六二、二七二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字山田字橋詰のうち三六三の二の一部、三六三の二の一部、三六八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字山田字隈田三七六の二、三七六の二の一部、三七六の三、三七六の五の一部及び三七七の一部</p>	<p>大字山田字隈田</p> <p>大字山田字隈田三七六の四、三八二の三、三八三の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字山田字横河</p> <p>大字山田字隈田三七六の一部、三七六の五の一部、三七七の一部、三七八から三八二の二まで、三八二の四、三八三の二及びこれらと一体をなす国有地、大字山田字橋詰三六三の二の一部、三六三の二の一部、三六八の一部及びこ</p>
<p>大字山田 字西北河原</p> <p>大字山田字西北河原のうち四九八の二の一部、四九八の二の一部及び四九九の二の一部並びに四九八の二から四九八の三まで及び四九九の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字山田字下垣内</p> <p>大字山田字下垣内のうち三九一の二の一部以外の区域並びに大字山田字中垣内三九三の二の一部、三九四の二の一部及び三九五の二の一部並びに三九三の二及び三九五の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字山田字中垣内</p> <p>大字山田字下垣内三九一の二の一部、大字山田字中垣内のうち三九三の二の一部、三九四の二の一部及び三九五の二の一部並びに三九三の二及び三九五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字山田字上垣内四五九の二</p>	<p>大字山田字上垣内</p> <p>大字山田字上垣内のうち四五九の二以外の区域</p>	<p>大字山田字河内谷</p> <p>大字山田字河内谷の全域並びに大字山田字上河内谷八九から九〇まで、九一の三及び九三の二から九三の四まで並びに八九から九〇まで、九一の三、九三の二から九三の四まで、九四及び九五と一体をなす国有地の一部</p>

大字山田
 字上河内谷
 大字山田字河内谷のうち八九から九〇まで、九一の三及び九三の二から九三の四まで並びに八九から九〇まで、九一の三、九三の二から九三の四まで、九四及び九五と一体をなす国有地の一部以外の区域

廃止する字の名称
 大字山田字七久保田

鳥取県告示第二百七号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条及び第百七十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和五十二年度第一次自衛官（二等陸士、二等海士及び二等空士）募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

昭和五十二年三月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 募集期間

昭和五十二年四月一日から昭和五十二年六月三十日まで

二 試験期日

募集期間中の日の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町一八の三 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市巖城四三二の一 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所
 米子市立町四丁目 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所
 四 その他

(一) 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する男子で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

(二) 試験科目

- ア 筆記試験（国語（作文を含む）、社会及び数学）
- イ 身体検査
- ウ 口述試験
- エ 適性検査

鳥取県告示第二百八号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条例同条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年三月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

木材業者

登録番号

登録年月日

住

所

氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名

鳥木第四五号

昭和五二年 二月 一日

鳥取市小西谷一五

竹内産業 竹内信行

四六号

昭和五二年 一〇日

行徳ろの四二九

株式会社西川材木店 西川博三

四七号

昭和五一年二月 四日

南町一〇一

株式会社 佐々木文夫

八木第九五号

昭和五二年 一月 八日

八頭郡若桜町若桜一〇四八ノ一

中井春海

九六号

昭和五二年 二月 四日

八頭郡智頭町新見

河村亨

米木第八九号

昭和五二年 二月 四日

米子市西福原五五六ノ四

生田勲

製材業者

登録番号

登録年月日

住

所

氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名

鳥製第二九号

昭和五二年 二月 一〇日

鳥取市行徳ろの四二九

株式会社西川材木店 西川博三

三〇号

昭和五二年 二月 一〇日

南町一〇一

佐々木株式会社 佐々木文夫

三一号

昭和五二年 二月 一〇日

西町一丁目一八

鳥取林産振興協同組合 寺谷英太郎

鳥取県告示第二百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員の仕事に變更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十二年三月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

北条砂丘土地改良区

淀江字田川地区土地改良区

理事	田中 貢	變更前	東伯郡大栄町大字西園一一八三番地
		變更後	東伯郡大栄町大字西園一一八六番地
理事	村田 守	變更前	西伯郡淀江町大字西原五六七番地
		變更後	西伯郡淀江町大字西原六〇六番地

鳥取県告示第二百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、東伯町から同町が行う土地改良事業に係る山田地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年三月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百一十一号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正する。

昭和五十二年三月二十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の株式会社鳥取銀行の項中

米子西支店

米子市角盤町二丁目

目

米子西支店	米子市角盤町二丁目
五千石支店	米子市福市

に改める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十二号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十二年三月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

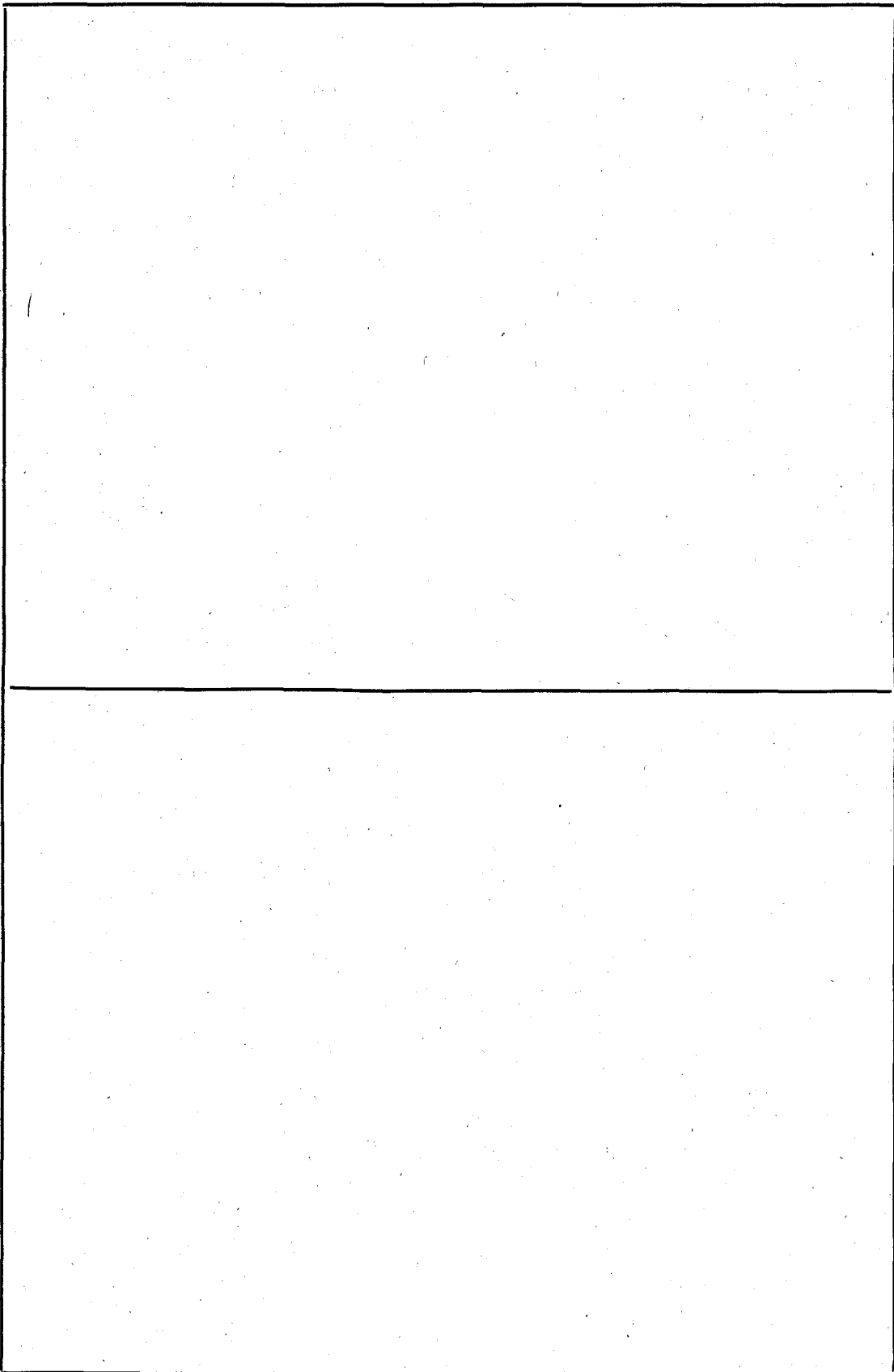
一 聴聞の期日及び場所

昭和五十二年四月十四日午前十時三十分から

米子市糶町一丁目一五一番地 米子警察署会議室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

境港市京町一四一番地 洋 谷 保



鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月800円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 から 昭和 年 月 まで、鳥取県公報を 部購

読したので、購読料金 円を添えて申し込みます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名
及び代表者名)

鳥取県知事 平 林 鴻 三 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】